

審査基準整理票

処分名	特別障害者手当の受給資格の認定		
根拠法令名	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）		（条項）第26条の5において準用する第19条
基準法令名	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号） 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）		（条項）第2条第3項 第26条の2 （条項）第1条第2項第1号から第3号まで
所管部署	福祉部 障害福祉課 認定審査係		
標準処理期間	30日	法定処理期間	一日
<p>【審査基準】 ・文書の名称                  【障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について（昭和60年社更第162号厚生省社会局長通知）】                  ・掲載図書等【<span style="float: right;">】</span>                  ・内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>[障害児福祉手当の受給資格の認定に係る審査基準]</p> <p>特別障害者手当の受給資格の認定は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第1条第2項第1号から同項第3号までのいずれかに該当する重度の障害があり、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第2条第3項に該当する障害者であって、同法第26条の2の支給要件に該当することを基準とする。</p> <p>なお、法律施行令第1条第2項第1号に該当する状態とは、「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」（昭和60年社更第162号厚生省社会局長通知）の第3の1に該当する場合であり、法律施行令第1条第2項第2号に該当する状態とは、同通知第3の2に該当する場合であり、法律施行令第1条第2項第3号に該当する状態とは、同通知第3の3に該当する場合である。</p> <p>上記通知は、担当課において据え置く。</p>			

参考

【根拠法令】

特別児童扶養手当等の支給に関する法律  
第三章の二 特別障害者手当

(準用)

第二十六条の五 第五条第二項、第五条の二第一項及び第二項、第十一条(第三号を除く。)、第十二条、第十六条並びに第十九条から第二十五条までの規定は、手当について準用する。

【基準法令】

特別児童扶養手当等の支給に関する法律  
(用語の定義)

第二条

3 この法律において「特別障害者」とは、二十歳以上であつて、政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者をいう。

(支給要件)

第二十六条の二 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する特別障害者に対し、特別障害者手当(以下この章において「手当」という。)を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所しているとき(同法に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)
- 二 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所しているとき。
- 三 病院又は診療所(前号に規定する施設を除く。)に継続して三月を超えて入院するに至つたとき。

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令  
(法第二条第二項、第三項及び第五項の政令で定める程度の障害の状態)

第一条

2 法第二条第三項に規定する政令で定める程度の著しく重度の障害の状態は、次に定めるとおりとする。

- 一 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害(以下この項において「身体機能の障害等」という。)が別表第二各号の一に該当し、かつ、当該身体機能の障害等以外の身体機能の障害等がその他の同表各号の一に該当するもの
- 二 前号に定めるもののほか、身体機能の障害等が重複する場合(別表第二各号の一に該当する身体機能の障害等があるときに限る。)における障害の状態であつて、これにより日常生活において必要とされる介護の程度が前号に定める障害の状態によるものと同程度以上であるもの
- 三 身体機能の障害等が別表第一各号(第十号を除く。)の一に該当し、かつ、当該身体機能の障害等が前号と同程度以上と認められる程度のもの

別表第二(第一条関係)

(昭六〇政三二三・追加、令三政三四八・一部改正)

一 次に掲げる視覚障害

イ 両眼の視力がそれぞれ〇・〇三以下のもの

ロ 一眼の視力が〇・〇四、他眼の視力が手動弁以下のもの

ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつI/二視標による両眼中心視野角度が二八度以下のもの

ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が二〇点以下のもの

二 両耳の聴力レベルが一〇〇デシベル以上のもの

三 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢の全ての指を欠くもの若しくは両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの

四 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの

五 体幹の機能に座つていないことができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの

六 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

七 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(備考) 別表第一の備考と同じ。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。